

令和4年度

福岡市教育センター運営委員会

会議資料

日時 令和4年11月30日（水） 午前10時～

福岡市教育センター

目 次

1	概要	1
2	事業計画	
(1)	研修講座の企画・実施	1
(2)	派遣研修の実施	1
(3)	研修指導員等による指導・支援	2
(4)	授業力向上支援センターにおける教育情報の提供	2
(5)	デジタルコンテンツの推進	3
(6)	教育の情報化の推進支援	3
(7)	研究推進の支援	3
(8)	研修員等による調査研究	4
3	各係の課題	
(1)	管理調整係	5
(2)	研修企画係	5
(3)	研究支援係	6
4	条例・規則	
(1)	福岡市教育センター条例	7
(2)	福岡市教育センター条例施行規則	7

教育センター



○所在地	福岡市早良区百道三丁目10番1号
○建物構造	鉄筋コンクリート 4階建
○延床面積	7,825㎡
○敷地面積	6,480㎡
○設置年月日	昭和24年5月7日(教育研究所) 昭和57年2月1日(教育センター)

1 概要

教育センターは、教育に関する専門的・技術的事項の調査研究及び教育関係職員の研修等を行うことを目的として設置され、信頼に応え得る教職員を育成するために、教職員の資質・能力の向上・活性化を図る研修・研究を充実させることを方針とし、研修事業、及び調査研究事業を実施しています。

研修事業では、教職員の指導力向上をめざし、経験年数・職能・課題に応じた研修講座を実施しています。

調査研究事業では、学校現場の支援として、教育センター研究協力事業のほか、学校訪問・来所相談での指導・助言を行っています。また、授業力向上支援センターにおいて、教育情報の提供や指導・助言を行っています。さらに、各種派遣研修、研修員等による調査研究、教育の情報化の推進を行っています。

2 事業計画

(1) 研修講座の企画・実施

<目的>

教職員の指導力向上の充実を図り、福岡市学校教育を支える人材育成を推進し、福岡市教育の充実・発展に寄与します。

<内容>

「教職員の指導力向上を図るために、それぞれの

キャリアステージやニーズに応じて研修を受講できるように、研修内容を整理し、研修講座を構築する」という編成方針の下、経験年数・職能・課題に応じた研修講座を企画・実施します。

研修講座の編成は、以下のとおりです。令和4年度は、研修の目的や内容に応じて、集合対面やオンライン(双方向型)(オンデマンド型)などの研修形態を設定しています。

○経験年数研修

教職員の経験年数に応じて求められる資質・能力の向上を図る研修を行っています。

- ・初任者研修(1、2、3年次)
- ・6年次研修
- ・中堅教諭等資質向上研修

○職能研修

職能に応じて求められる資質・能力の向上を図る研修を行っています。

- ・校長、副校長・教頭、学校事務職員、常勤講師や非常勤講師等の職種に応じた研修
- ・人権教育担当者や特別支援学級教員、研究主任等の役割に応じた研修

○課題研修(学習指導)

教科・領域に関する専門的知識・技能を習得し、学習指導力の向上を図る研修を行っています。

- ・共に学ぶ各教科等
- ・小学校外国語授業力向上研修 等

○課題研修(その他)

今日的課題等を取り上げ、学校教育の充実を図る研修を行っています。

- ・ICTに関する研修
- ・教育相談に関する研修
- ・特別支援教育に関する研修 等

○スキルアップ講座

ベテランの知識・技能や指導力の継承及び若手・中堅の人材育成等を目的とした研修を夜間に行っています。

- ・小学校各教科等
- ・1人1台端末活用
- ・部落問題学習
- ・学級づくり 等

(2) 派遣研修の実施

① 教職員等中央研修

<目的>

学校経営力向上のための高度で専門的な知識等を習得させ、各地域の中核となる校長、副校長・教頭、中堅教員及び事務職員等を育成します。

<内容>

校長、副校長・教頭等、中堅教員、次世代リーダー教員、4～8年経験教員、事務職員等を育成

<派遣状況>

令和3年度(9人)、令和4年度(6人)

② 英語教育海外派遣研修

<目的>

当該国の教育活動への参加や実生活を通じて確かな知識の習得及び指導力の向上を図るとともに、その成果を教育委員会が実施する研修等に活用し、福岡市の英語教育の充実を図ります。

<内容>

英語教育に関する実践的な研究、派遣国の学校での授業実践、教育制度・社会状況に関する情報収集等

<派遣状況>

令和3年度(中止)、令和4年度(中止)

③ 国立特別支援教育総合研究所派遣研修

<目的>

障がいのある児童生徒の教育を担当する教職員を対象に、特別支援教育に関する専門的知識及び技術を深め、指導力の向上を図るとともに、その成果を教育委員会が実施する研修内容に生かし、福岡市の特別支援教育の一層の充実を図ります。

<内容>

特別支援教育に関する講義、演習、研究協議、実地研修、課題研究等

<派遣状況>

令和3年度(2人)、令和4年度(1人)

④ 福岡市立高等学校教員長期研修

<目的>

学校教育の場を離れ、幅広い知見と豊かな人間性の習得をめざし、これからの学校教育に必要な教員の資質や指導力の向上を図ります。

<内容>

調査研究部門と企業等社会体験部門のいずれかを選択

<派遣状況>

令和3年度(1人)、令和4年度(1人)

(3) 研修指導員等による指導・支援

研修指導員等が、指導に課題がある教職員に対して指導・助言を行い、指導力向上を図ります。

① 指導に課題がある教職員に対する取組

ア 研修指導員等による全学校訪問

<内容>

研修指導員等が、全学校を訪問し、校長から、教職員の教科指導や学級経営などの指導の状況を聴取します。

イ 指導に一部課題がある教職員に対する支援

<対象>

教科指導や学級経営などの指導において、一部課題がある教職員

<内容>

校長の要請に応じて、研修指導員が、授業やコミュニケーションなど個々の課題に応じた指導を実施。

ウ 指導に著しい課題がある教職員に対する支援

<対象>

教科指導や学級経営などの指導において、著しい課題がある教職員

<内容>

校長の要請に応じて、研修指導員を中心に、人材育成課及び教育委員会事務局担当課が連携し、個別指導を実施。(最長1年間)

エ 指導が不適切な教職員に対する支援(指導改善研修)

<対象>

知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質、能力に著しい課題があり、指導が不適切な教職員

<内容>

研修指導員が、教育センターにおいて、教科指導や生徒指導、学級経営等に関する研修、社会体験研修などを実施。(1年間:最長2年間)

② 体罰等の不祥事を起こした教職員に対する取組(特別研修)

<対象>

教育現場において体罰等の不祥事を起こした教職員

<内容>

研修指導員が、教育センターにおいて、服務・倫理研修を実施。

(4) 授業力向上支援センターにおける教育情報の提

供

学校運営や学級経営、授業づくり等を支援し、教職員の資質・能力の向上を図ります。

① 教育関係図書等

教育関係図書、教育関係資料を収集、保管し、教育実践に役立つ情報の提供を行います。

○教育関係図書、教育関係資料の収集、保管、展示、貸出

○教科書の保管、展示

② 視聴覚教材

視聴覚教材を収集、保管し、学校における校内研修や授業づくりに役立つ情報の提供を行います。

○教育関係VTR、DVDの収集、保管、展示、貸出

③ スクールFネットによる教育情報の提供

授業づくりに役立つ学習指導案、研究紀要、動画等の提供を行います。

○教育用イントラネット内の支援ネットによる学習指導案、研究紀要等の提供

<利用者数・保有数・貸出数>

(令和4年3月31日現在)

	令和3年度
来所者数	5,018人
ネット利用者数	1,299人
図書蔵書数	32,660冊
教育資料保有数	16,422冊
VHS保有数	2,581本
DVD保有数	366本
学習指導案(福岡市)	5,404本
学習指導案(福岡市外)	2,179本
図書・教育資料貸出数	3,142冊
VHS・DVD貸出数	80本

(5) デジタルコンテンツの推進

福岡市教員育成指標に基づき、以下の研修効果を高めるためのデジタルコンテンツを作成・編集し、配信を行います。

- ① 経験年数研修・職能研修等における研修資料
- ② 日々の授業や校内研究に資する授業づくりの資料や授業動画等の指導資料
- ③ その他、研修・研究に関するコンテンツ

(6) 教育の情報化の推進支援

教員のICT活用指導力の向上を図るための研修

を行っています。

- ・ICT活用指導力の向上を図る研修講座の実施
- ・ICT活用指導力の向上を図る校内研修の推進

(7) 研究推進の支援

① 教育センター研究協力校(授業改善推進モデル校)への支援

<目的>

福岡市喫緊の課題や教科領域等の先進的教育課題の解決を図るために、指定したモデル校と教育センターが協力してその方途を探り、実践事例を創出し、取組みを全体に展開することで、福岡市教育の振興・充実をめざしています。

<内容>

新学習指導要領の趣旨及び「第2次福岡市教育振興基本計画」や「学校教育指導の重点」等に基づき、教科領域等の先進的な課題解決の方途について、学校と教育センターが協力して、授業を通じた実践的研究を進めています。

<方法>

○年度毎にモデル校を2～4校決め、主題、研究構想、推進計画等を教育センターと学校が協議を重ねながら研究を推進しています。

○研究期間は2年間とし、その間は予算措置を講じるとともに、教育センターの指導主事等が継続的に協議及び指導助言にあたり、全市に向けて授業公開と協議会を行っています。

② 学校への支援(学校訪問、来所相談)

<目的>

各学校の校内研修・校内研究・授業研究等に対して、学校訪問による指導助言及び来所相談に応ずる指導助言を行い、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、各学校の研修・研究の充実を図っています。

<内容>

○校内研修会・校内研究会・授業研究会等での指導助言(学校訪問)

○校内研修・校内研究・授業等に関する指導助言、指導上の悩みに関する指導助言(来所相談)

○配慮を要する児童生徒に対する支援に関する指導助言(学校訪問・来所相談)

③ 教育実践研究

<目的>

新しい教育課題に関する先進的研究や日々の教

育実践の改善のために、学校の実態及び児童生徒の発達段階と特性を十分考慮して、成果をあげた教育実践研究を広め、教職員の資質向上と福岡市教育の振興に役立つようにしています。

<内容>

○教育実践論文

教育課題・研究課題について、確かな理論のもとに仮説を立てて検証し、その結果と考察から課題解明をめざしています。

- ・教育指導
- ・学校経営・運営

○教材・動画等

教員が自作した教材・動画等を募集し、全市の教員が授業や授業づくりなどに活用できるようにしていきます。

(8) 研修員等による調査研究

① 研修員による調査研究

長期研修員による調査研究は、「第2次福岡市教育振興基本計画」の具現化や福岡市喫緊の教育課題の

解決に向けた調査研究を行い、具体的方途を提言するとともに、教育専門職員としての資質と指導力の向上をめざすことを目的として実施しています。

令和3年度は、長期研修員14名が、指導主事に指導を受けながら、各研究室で調査研究を進めました。

年度末に研究成果物として、コンテンツを作成し、配信しました。(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研究発表会は中止。)

令和4年度の研究領域等は、以下のとおりです。

- ・ICTを活用した指導方法の開発・研究(12名)

② 指導主事による調査研究

福岡市における教育課題並びに福岡県、九州地区、指定都市及び全国の教育研究所連盟等の共同研究課題を解明するため、指導主事等による調査研究を行い、その成果は刊行物を通じて公表します。

- ・指定都市教育研究所連盟関係
- ・全国教育研究所連盟関係
- ・九州地区教育研究所連盟関係
- ・福岡県教育研究所連盟関係

3 各系の課題

(1) 管理調整係

① 本館施設・設備の延命化について

本館（昭和57年2月竣工、平成27年度に耐震工事実施済）は、竣工から40年を経過しており老朽化や設備の機能低下等が急速に進んでいるため、様々な設備更新・関連工事を進めているところである。今後も、計画的な修繕や設備の取替等を行い、維持管理に努めていく。（アセットマネジメント導入による市有建築物の耐用年数目標は、原則として60～70年とされている）

② 適切な施設利用のあり方について

令和3年8月以降令和4年4月までの間に「福岡きぼう中学校（公立夜間中学校）」を含む6団体が入居し、常駐者が増加している。また、今年は例年になく猛暑であったため、空調運転にかかる電気・ガスの使用量の増加、かつ原油等価格高騰による電気料金引き上げの影響により予算が不足する状況となっており、現在12月補正予算で対応を行っているところである。

新型コロナウイルス感染症対策として研修室の利用人員の一部制限を継続している。教育センター主催研修については、今年度約6割をオンライン双方向型で実施し、団体の研修利用人数定員についても、研修の目的や内容に応じた適切な運用を引き続き行っていく。

(2) 研修企画係

① 法改正を踏まえた令和5年度研修の実施について

教員免許更新制度廃止に係る教育公務員特例法の一部改正、「『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿」の実現のため、令和5年度から研修履歴の記録、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励による教員の主体的な学びを推進する。また、働き方改革の視点からも研修の精選・重点化等効率的な実施が必要となる。そのため、次年度に向けて、キャリアステージや課題・ニーズ等に応じた研修講座の企画・整理、研修の内容や目的に応じた研修形態の工夫等、内容・方法の改善・検討をする。

○ 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の考え方の検討

○ 研修体系の整理

○ 研修講座の企画

- ・ 経験年数研修、職能研修における選択研修の実施
- ・ 集合対面型、双方型に加え、オンデマンド型を研修講座として設定

② 指導に課題がある教職員に対する支援

現在、当課の研修指導員（6名）が学校に配置された研修指導教員（3名）、巡回研修指導教員（13名）と連携して、全226校を分担し、授業参観や面談等を通して、指導に課題がある教職員に対する支援を行っている。大量採用が続いている状況を踏まえ、今後、

よりきめ細やかな支援を実施していく。

(3) 研究支援係

① 教育センター研究協力事業の在り方について

平成24年度に開始した校内研究推進事業（A事業）は、平成29年度から学校種別のグループでローテーションを組み直し、7年に1度の授業公開を行ってきた。令和3年度をもって校内研究推進事業を終了し、令和4年度は教育センター研究協力事業（B事業）と併せた形で「福岡市授業改善推進モデル校事業」を実施している。事業内容としては、指定されたモデル校で教育実践事例の創出を行い、その実践や取組を全学校へ展開し、各学校の授業力及び組織力の向上に資する研究の支援等である。

② 研修員による調査研究について

新型コロナウイルスの影響により、令和2、3、4年度の非常勤研修員による調査研究については、実施していない。新学習指導要領の全面実施及び第2次福岡市教育振興基本計画に沿って、各学校のニーズに応じた持続可能な研究内容となるよう、令和5年度より新たな形で開始することを検討中である。長期研修員による調査研究については、令和4年度より充実した「研究」と「修養」を実践している。具体的には、「研究」において「一般研究」「指導技術研究」「個人テーマ研究」を、「修養」においては、「研修員学習会」の企画・運営、「発表会等」の企画・運営など次代の福岡市教育を担う人材育成を行っている。

③ 研究発表会の在り方について

1年間の研究内容や成果が、参加者をはじめ、学校により伝わりやすい方法や新しい生活様式を考慮した参加方法、運営を目指して、教育センター研究発表会の改善を図っている。令和4年度については、長期研修員による1年間の研究成果の報告会をオンライン形式で実施予定である。

④ 教育の情報化の推進支援について

教員のICT活用指導力向上を図るために、指導主事及び長期研修員が校内研修を支援している。また令和3、4年度については、各学校のリーダー・サブリーダーを対象にGoogleが認定した専門の外部講師による研修を実施し、受講したリーダー・サブリーダーによるICT校内研修を充実させ、教員一人一人のICT活用指導力向上を進めている。さらに、令和4年度からは各校リーダーによる実践交流会を定期的実施し、各校の取組や実践事例を交流、情報交換するなど、ICT活用について幅広く展開している。

このほか、各学校のICT活用推進や教員の自主的なICT研修を支援するため、動画マニュアルサイトを視聴可能にしている。

4 条例・規則

(1) 福岡市教育センター条例

昭和32年3月30日
福岡市条例第24号

(目的)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、教育に関する研究調査及び教育関係職員の研修を行うことを目的として、教育センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 福岡市教育センター
- (2) 位置 福岡市早良区百道三丁目

(事業)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校教育及び社会教育に関する専門的、技術的事項の調査研究
- (2) 教育関係職員の研修
- (3) 教育相談
- (4) 視聴覚教育に関する資料の収集、保管及び供用
- (5) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 センターに所長及び研究員を置く。

2 センターは、前項に定めるもののほか、事務職員その他必要な職員を置くことができる。

3 第1項の職員は、市立学校教職員をもつてこれにあてることができる。

(委任)

第5条 この条例で定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(2) 福岡市教育センター条例施行規則

昭和32年4月9日
教育委員会規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、福岡市教育センター条例(昭和32年福岡市条例第24号)第5条の規定に基づき、福岡市教育センター(以下「センター」という。)の

組織運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 センターの事務を行うため、センターに次の課及び係を置く。

人材育成課
管理調整係
研修企画係
研究支援係
(事務分掌)

第3条 センター及び課の事務分掌は、次のとおりとする。

人材育成課

- (1) センター内の連絡調整に関すること。
- (2) センターの施設設備の維持管理に関すること。
- (3) 研修の企画及び実施に関すること。
- (4) 調査研究の実施、学校における研究の支援に関すること。
- (5) 教育情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 学校その他の教育機関との連絡に関すること。

(所長、課長及び係長)

第4条 センターに所長を、課に課長を、係に係長を置く。

2 前項の職員のほか、特に必要なときは、課に主査を置く。

3 所長、課長、係長及び主査は、職員のうちから命ずる。

4 所長、課長及び係長は、上司の命を受けてセンター、課又は係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 主査は、上司を助けて特定の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(主任指導主事等)

第5条 前条の職員のほか、専門的事務を担当させるため、センター及び課に所要の主任指導主事、指導主事及び研究員(以下次項、第3項及び次条第1項において「主任指導主事等」という。)を置く。

2 主任指導主事等は、職員のうちから命ずる。

3 主任指導主事等は、上司の命を受けて専門的事務を処理する。

(課員等)

- 第6条 課長、係長、主査及び主任指導主事等のほか、センター及び課に所要の職員を置く。
- 2 前項の職員は、上司の命を受けて分担する事務を処理する。
- 第7条 前条の職員がその直属の上司として指揮命令を受ける職員は、課長が係長について定める。
- 2 前条の職員の事務分担は、課長の承認を受けて係長又は主査が定める。
(職務権限の代行)
- 第8条 所長に事故がある場合又は所長が欠けた場合において特に事務取扱者を命じないときは、課長がその所掌する事務について所長の職務権限を代理して行う。ただし、重要又は異例な事務については、教育次長の指揮を受けなければならない。
- 2 課長に事故がある場合又は課長が欠けた場合において特に事務取扱者を命じないときは、係長、主任指導主事又は主査がその所掌する事務について課長の職務権限を代理して行う。ただし、重要又は異例な事務については、所長の指揮を受けなければならない。
- 3 前2項の規定により所長又は課長の職務権限を代理して行う者がいないときは、所長の職務権限は教育次長が、課長の職務権限は所長が行う。

(勤務)

- 第9条 センター職員の勤務については、福岡市教育委員会事務局職員の例による。
(運営委員会)
- 第10条 センターに運営委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。
- 2 委員会は、所長の諮問に応じセンターの運営について意見を述べる。
- 3 委員会の委員は、30人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
- (1) 市立学校の校長
 - (2) 市立学校の教員
 - (3) 福岡市社会教育委員
 - (4) 学識経験者
 - (5) 市教育委員会事務局職員
- 4 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(委任)
- 第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。